第4章
目標達成に向けた施策

第１節　施策の体系
第２節　住み良さを実感できる生活環境をつくります
第３節　豊かな自然環境を守り、次の世代へ繋いでいきます
第４節　総合的に地球温暖化対策に取り組みます
第５節　環境に配慮した廃棄物政策を推進します

第１節　施策の体系

第２次環境基本計画の基本方針を実現するため、以下のような基本目標、環境目標を示します。

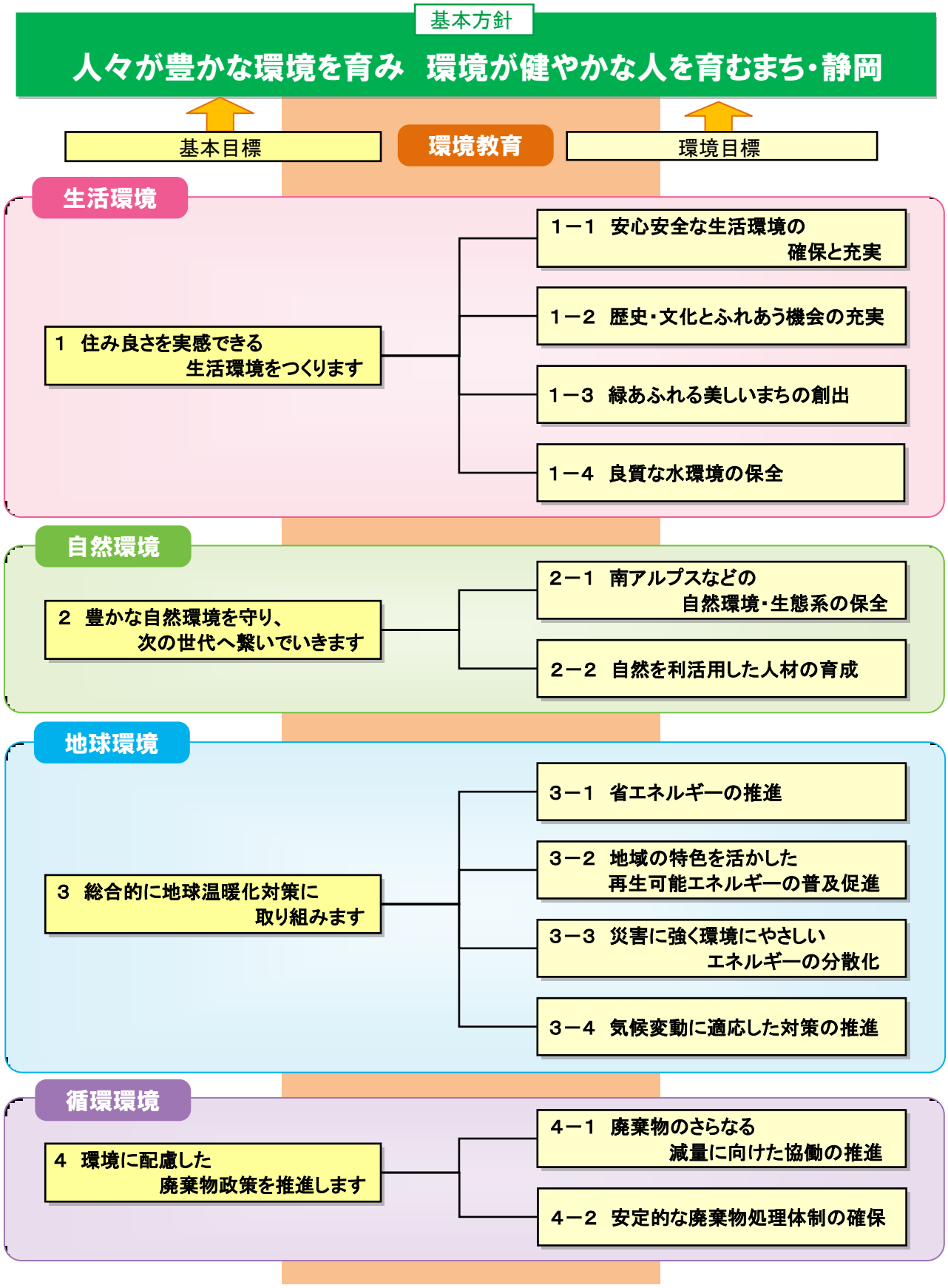

第2節　住み良さを実感できる生活環境をつくります

基本目標１

住み良さを実感できる生活環境をつくります

１-１　安心安全な生活環境の確保と充実

１-２　歴史・文化とふれあう機会の充実

１-３　緑あふれる美しいまちの創出

１-４　良質な水環境の保全

1-1 基本目標1　住み良さを実感できる生活環境をつくります
安心安全な生活環境の確保と充実

市の施策・取り組み

（１）さわやかな空気や静かな環境を保全します

①大気汚染の常時監視

◆ 「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染の常時監視をします。

◆ 大気汚染常時監視業務を安定して実施するために、耐用年数を経過した測定機の更新などを行い、測定値の信頼性を確保します。

自排丸子測定局

②光化学オキシダント・ＰＭ２．５への対策

◆ 光化学オキシダント注意報・警報が発令された場合は、直ちに学校、福祉施設を中心に、広く市民向けに周知します。

◆ ＰＭ２．５（微小粒子状物質）濃度が、環境省が定めた暫定的な指針値（１日平均値７０μｇ／㎥）を超えると予想され、注意喚起情報が発表された場合は、広く市民向けに周知します。

◆ 大気環境部会浮遊粒子状物質調査会議に参加し、ＰＭ２．５に関するデータを共有するとともに、その解析などを担います。

ＰＭ2.5 自動測定機

③ダイオキシン類や酸性雨への対策

◆ ダイオキシン類や排出煙による環境汚染を防止するため、産業廃棄物法定焼却炉の構造や維持管理の診断を行います。

◆ 定期的に雨水を採取し、降水量、ｐＨ、導電率及びイオン濃度を測定するとともに、酸性雨全国調査に参加し、日本全国の汚染実態の把握に寄与します。

◆ 屋外焼却に対し、指導や意識啓発を行います。

酸性雨の測定

④悪臭対策

◆ 悪臭の発生源に対し、臭気指数規制により指導するとともに、苦情などに対応し、適宜、悪臭の測定・監視を行います。

⑤移動発生源への対策

◆ 道路の新設・改良による渋滞解消を図るとともに、市域内及びその周辺地域との円滑な連携に必要な国・県・市道の整備を推進します。

◆ 安全・快適な歩行空間の形成を目指し、交通の円滑化に資するため、交通安全施設などの整備を推進します。

⑥騒音・振動対策

◆ 「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づき、市内における一般環境騒音、自動車騒音、新幹線鉄道騒音、道路交通振動などの監視を行います。

◆ 市が管理する道路の低騒音舗装（高機能舗装）の敷設を進めるとともに、防音・防振設備を導入することで騒音の軽減を図ります。

◆ 騒音・振動の発生が少ない低公害車の普及を促進します。

騒音測定

（２）環境保全に向けた調査・監視を行います

①工場・事業場への指導

◆ 環境関係法令に基づき、事業所・解体現場への立入検査、行政測定及び排出基準遵守などの指導を実施し、特定施設の適正な管理を推進します。

◆ 「化学物質排出把握管理促進法（ＰＲＴＲ法）」の制度に基づき、届出の受理及び審査、市内事業所の化学物質の排出量や移動量を公表します。

◆ 事業所の環境保全対策への取り組みを支援します。

工場への立入検査

②公害苦情への対応

◆ 大気汚染、悪臭、水質汚濁、騒音、振動に係る市民からの苦情に対応し、早期解決を図り、市民の生活環境を保全します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 大気汚染や悪臭、騒音・振動に対する規制を遵守するとともに、発生源への立入検査に協力します。		●
■ ボイラーなど燃焼機器の効率的使用や適正管理を行い、定期的に濃度を測定して現状を自主的に把握します。		●
■ 施設の適正管理や使用燃料の改善などを行い、大気汚染の未然防止を図ります。		●
■ 不適正な焼却炉による焼却や野焼き行為はしません。	●	●
■ 製造、加工工程で悪臭が外部に漏れないよう作業場を密閉化するとともに、脱臭設備を設けて、臭いの成分を分解又は除去します。		●
■ 建設工事などにおける粉じんや騒音・振動などの発生を最小限に抑えます。		●
■ 生活騒音などによる近隣騒音の防止に努めます。	●	●
■ 生け垣や植栽などを敷地内に造成し、騒音・振動を緩和します。	●	●
■ 事業活動に伴う環境への負荷を低減し、施設の改善など公害の発生防止に努めます。	●	●
■ 地域住民の公害苦情に対応します。		●

1-2 基本目標1　住み良さを実感できる生活環境をつくります
歴史・文化とふれあう機会の充実

市の施策・取り組み

（1）歴史文化遺産を保全・活用します

①歴史文化遺産の保全・活用

◆ 歴史資料・郷土資料などの展示、地域史の紹介などを通じて、歴史・文化の継承や学習に活用します。
◆ 貴重な有形・無形の文化財の保護や有効活用を進めます。
◆ 市民の郷土に対する愛着と誇りが深まるよう、歴史的・文化的遺産の保護顕彰に努めます。

駿府城坤櫓

②駿府城公園の再整備

◆ 歴史的遺産の保存・再整備、都心の公園機能の強化、防災機能の確保、天守台跡地利用などを目的とした駿府城公園再整備事業を推進します。

③三保松原の保全・活用

◆ 世界文化遺産に登録された三保松原を保全・継承するため、保全活用計画・管理基本計画の策定、松の植樹、ガイド付きウォーキング事業などを行います。
◆ 三保松原の適正管理のため、マツ材線虫防除、現況調査、草刈り・堆積松葉の除去などを行います。
◆ 三保松原への旅行者の満足度向上のため、三保松原内の遊歩道や看板、標識の新設・改修を行います。

マツ材線虫防除

（2）良好な景観を保全・創出します

①景観計画の推進

◆ 「静岡市景観計画」の推進を図るとともに、地域の特性を活かした景観形成に取り組みます。
◆ 世界遺産にふさわしい三保半島のまち並みづくりを目指します。

三保半島

②都市景観の形成

◆ 「静岡市屋外広告物条例」に基づいた屋外広告物の誘導や規制を行います。
◆ 自然環境と調和した市街地の形成に向け、土地区画整理事業を推進します。
◆ 都市景観の向上を図るため、電線類地中化整備を推進します。

電線類地中化

③海岸景観の保全

◆ 美しい景観を有する本市の海岸部を守るため、静岡県と連携し海岸景観の保全を図ります。

海岸侵食の防止と海岸景観の保全が必要な三保松原

④良好な景観形成のための意識啓発

◆ 良好な景観形成を推進するため、市民や事業者の景観に関する理解をより深め、意識を高めるように取り組みます。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 身近にある文化財などの歴史文化資源の保護・保存に努めます。	●	
■ 地域の祭りや伝統・文化を大切にし、後世に継承します。	●	
■ 敷地内の巨樹や古木などを保全します。	●	●
■ 開発や工事の前に文化財などの調査を行い、歴史文化資源の保全に努めます。		●
■ 地域特性を活かした良好な景観形成を進めます。	●	●
■ 良好な景観形成に関する理解を深めます。	●	●
■ 看板などを設置する場合は、屋外広告物の法令などを遵守します。	●	●
■ 家や事業所を新築・改築する場合は、色彩や形状などを景観に配慮したデザインとします。	●	●

コラム

天然記念物とは？

本市は南アルプスから駿河湾に沿った海岸地域までの変化に富んだ自然環境と四季温暖な気候に恵まれ、多種多様な動植物や地形鉱物などが存在します。その中でも特に貴重なものについては、「文化財保護法」「静岡県文化財保護条例」「静岡市文化財保護条例」に基づく「天然記念物」に指定されています。市内には平成２６年６月現在、国・県・市指定を合わせて３８件あります。これらの天然記念物は、地域の特産物の起源となったものや地域の人々によって大切に守られてきたもの、災害の痕跡を示すものなどさまざまで、本市の歴史や文化を考える上でも大変貴重なものであることから、今後も保護していくことが重要です。

【資料：静岡市の文化財（天然記念物編）】

瀬名幕ヶ谷のヤマモモ

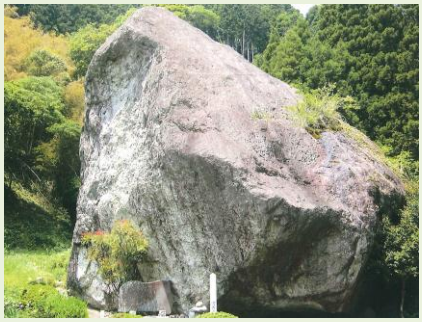

河内の大石

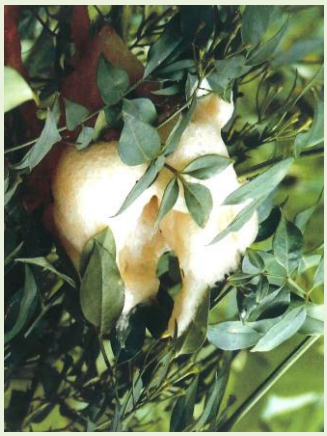

誓願寺モリアオガエル繁殖地

1-3 基本目標1　住み良さを実感できる生活環境をつくります
緑あふれる美しいまちの創出

市の施策・取り組み

（1）緑化を推進します

①総合的な緑化推進

◆ 総合的かつ計画的な緑化の推進を図るため、「みどりの基本計画」を推進します。

壁面緑化

②公共施設・民間施設の緑化

◆ 自治会・町内会などを通じて、地域ぐるみで緑化運動が推進できるような体制を構築します。

◆ 民間施設や公共施設の敷地内（敷地・建物）などの緑化を推進し、市街地の緑地保全を図ります。

（2）公園緑地を整備します

①総合的な公園緑地の整備

◆ 総合的かつ計画的な公園緑地の保全を図るため、「みどりの基本計画」を推進します。

②都市公園の整備拡充と維持管理

◆ 都市公園などの整備拡充を図り、憩い空間とふれあいの場を確保します。

◆ 無償借地による公園整備手法を取り入れて、身近な公園の充実を図ります。

◆ 市街地において、自然環境と身近にふれあい憩うことができる街区公園を整備します。

◆ 市民が公園を安全・快適に利用できるように、維持管理を行います。

都市公園

③地域の特性を活かした公園整備

◆ 名勝日本平の優れた眺望・景観を活かし、観光レクリエーション機能を更新・強化した日本平公園を整備します。

◆ 清水羽衣公園を整備し風致公園の機能を高めることにより、観光地としての魅力を向上させ、交流人口の増加を図ります。

◆ グラウンドワーク手法を取り入れて、麻機地区の自然環境の保全及び都市公園機能の強化を図り、自然再生などを目的として、あさはた緑地を整備します。

日本平公園

④河川環境を活かした緑地整備

◆ 一級河川富士川の河川敷を利用し、都市緑地として河川環境を活用した計画的な整備を行い、地域のコミュニティの形成や防災の拠点となる緑地を創出します。

◆ 一級河川安倍川の高水敷を利用し、河川特有の自然環境や景観を活かしたレクリエーション、スポーツ活動などができる多目的緑地の整備を推進します。

安倍川の緑地

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 各家庭で生け垣や花づくりなどの緑化を推進します。	●	
■ 公園はマナーを守って大切に利用します。	●	
■ 事業所の敷地内や店舗などの緑化を推進します。		●
■ 地域緑化を推進するための緑の募金に協力します。	●	●
■ 公園などの美化活動や維持管理を行います。	●	●
■ 日本平公園において、ガイドボランティアや情報発信・展示イベントなどの企画運営に、積極的に参加します。	●	

コラム

「静岡市みどり条例」とは？

良好な生活環境の形成を図り、潤いや安らぎを享受できる「みどり」を保全し、緑化の推進を図るため、「静岡市みどり条例」の施行（平成２７年４月予定）に向けた作業を進めています。条例では、本市のみどりの保全や緑化の推進に係る基本理念を掲げるとともに、市・市民・事業者の責務、具体的な施策を示す「保存樹木など」、「公共建築物・事業所などの緑化」、「市民などとの協働」などについて定めています。

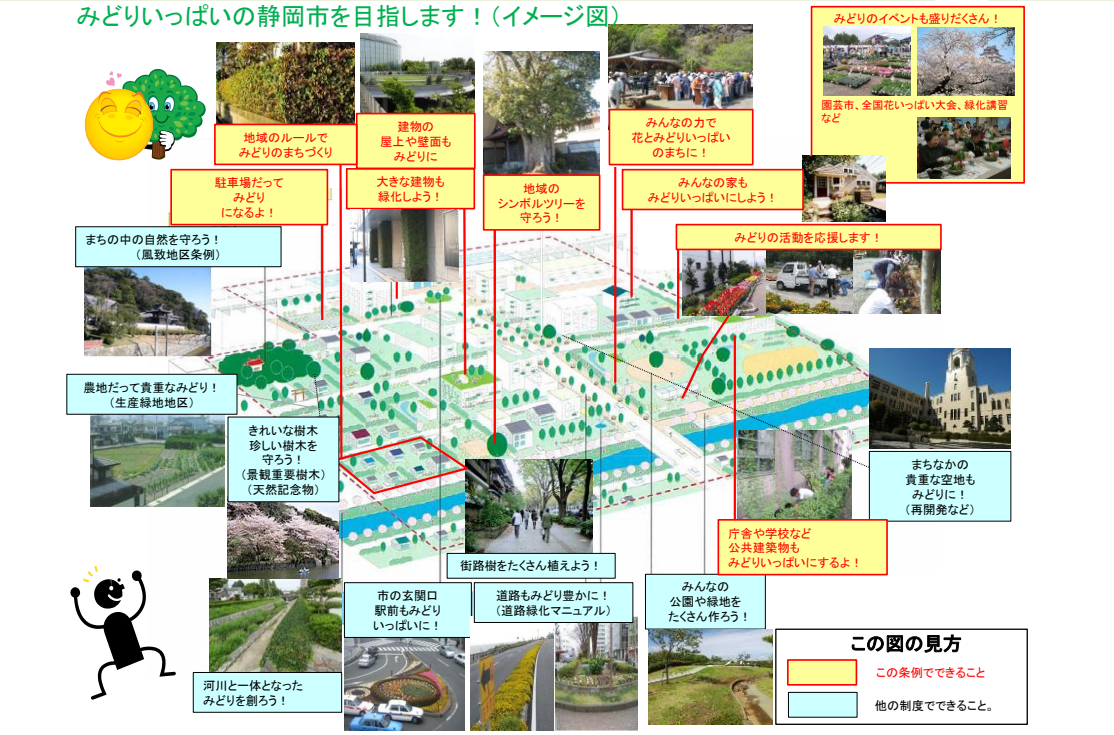

1-4 基本目標1　住み良さを実感できる生活環境をつくります
良質な水環境の保全

市の施策・取り組み

（1）きれいな水環境を守ります

①水質の監視

◆ 「水質汚濁防止法」に基づき、公共用水域（河川・海域・水浴場・湖沼）及び地下水の水質の状況を常時監視します。
◆ 公共用水域などのダイオキシン類及び環境ホルモン類の状況を調査します。

水質調査

②汚水処理施設の整備

◆ 公共用水域の水質保全及び公衆衛生の向上のため、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進を図ります。

③水質に関する指導や事故対応

◆ 「水質汚濁防止法」に基づく届出の審査及び立入検査などによる排水基準遵守の確認、指導などを行います。
◆ 河川などにおける油などの危険物、有害物質などの流出、魚類のへい死などの水質汚濁事故に関して、迅速かつ適切に対応します。
◆ 有害物質を使用している事業所に対し、地下水汚染の未然防止について指導します。

④清流の保全

◆ 市民・事業者・行政の協働により、安倍川、藁科川、興津川などの清流を保全し、将来に伝えていくため、「静岡市清流条例」の推進を図ります。
◆ 清流を身近に感じる用水、湧水などの「清流スポット」や大御所家康公による清流を利用した駿府のまちづくりの歴史に関する情報を発信します。
◆ 安倍川、藁科川、興津川の清流とすばらしい自然景観を守るため、市民・事業者・行政が協力して各河川の河川敷及び周辺の清掃活動を行い、河川環境を保全します。

静岡市「清流 30 選」
（興津川・清地）

◆ 川を愛する環境意識の向上を図る河川環境アドプトプログラムを推進します。
◆ 身近な環境保護に関する意識の啓発を図るため、県と連携して「リバーフレンドシップ制度」を推進します。
◆ 河川の水質を保全するため、エコクッキングなど家庭から排出される生活排水処理についての意識の向上に努めます。

⑤土壌汚染への対策

◆ 土壌汚染に関する監視や指導を充実させ、未然防止を図ります。
◆ 土壌中のダイオキシン類濃度の状況を常時監視します。

（２）水資源を保全します

①計画的な水利用

◆ 健全な水循環を次世代へ引き継いでいくため、長期的な目指す姿を提示する「しずおか水ビジョン」を推進し、環境への負荷の低減に努めます。

◆ 適切な水質管理及び老朽施設の計画的更新などを行い、安全・安心な飲料水を市民に供給します。

②総合的な地下水の保全

◆ 「静岡県地下水の採取に関する条例」に基づく規制などにより、地下水採取の適正化の推進及び地下水源の保全を図ります。

③水源の保全

◆ 市内の水道水源や工場などの自家用水源の適切な利用を図るため、地下水利用対策協議会などを通じて指導します。

◆ 静岡地域の水源である安倍川上流部及び清水地域の水源である興津川上流部の森林の適正な管理（植栽、下刈り、除間伐）を実施し涵養機能の向上を図るとともに、清掃活動を実施し水源環境の保全に努めます。

安倍川上流部の清掃活動

④雨水浸透の促進

◆ 雨水の河川や下水道への流入量を抑制するとともに、地下へ涵養することで良質な水環境の保全を図るため、公共下水道全体計画区域内において、雨水貯留浸透施設の整備を促進します。

市民・事業者の取り組み

	市民	事業者
■ 公共下水道及び農業集落排水区域内では、それぞれの施設に速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽への切り替えを図ります。	●	●
■ 浄化槽の定期的な保守点検、清掃及び年１回の法定検査を行います。	●	●
■ 環境に負荷の少ない石鹸や洗剤などを使用します。	●	●
■ 生ごみや油などを排水口に流さないようにします。	●	●
■ 風呂の水を洗濯などに再利用します。	●	
■ 事業排水処理施設の適正管理を図ります。		●
■ 地下水汚染を未然に防止するための対策を徹底します。		●
■ 水質汚濁物質が発生する作業や工程を見直し、負荷量を減らします。		●
■ 水道の水の出し放しをやめるなど、節水を心がけます。	●	
■ 洗濯機や食器洗浄機などを購入する場合は、節水型の製品を選択します。	●	
■ 中水の有効活用を行います。		●
■ 雨水貯留施設などを設置し、植木や草木への散水などに利用します。	●	●
■ 雨水浸透施設の設置などにより、雨水の地下浸透を促進します。	●	●
■ 河川のごみ拾いなどの環境美化活動を行います。	●	●
■ 森林の適正な管理、植栽、下刈り、除間伐を実施します。		●

コラム

水循環とは？

■日本の水資源量は世界平均の４３％

水循環は、太陽のエネルギーを受けて蒸発した水が雲になり、それが雨や雪として地表に降り、川や地下水として海へと戻るサイクルのことをいいます。しかし、人類の生活や生産活動に欠かせない水資源は、過度の採取や使用により、水環境の悪化が深刻化してきています。その上、地球上に存在する水の量はおよそ１４億ｋｍ^{3}ですが、淡水の量は全体の０．０１％に過ぎず、水資源を巡る紛争なども発生しています。

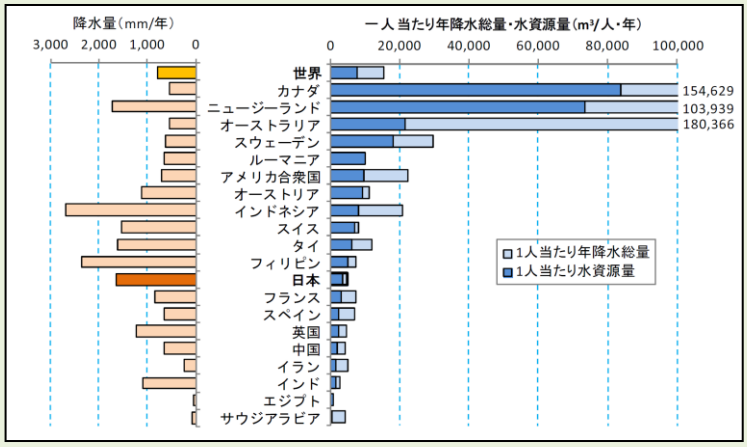

世界の１人当たり年降水量と水資源量

日本は年間降水量が多いものの、一人当たりの水資源量は約３，４００ｍ^3/人・年と、世界平均である約８，０００ｍ^3/人・年の２分の１以下（４３％）となっています。一方、一人当たりの水使用量は世界平均の約１．３倍にもなります。このような貴重な水を資源として再認識し、水循環の健全性が保たれるよう管理するとともに、雨水の貯留・浸透などによる再利用を進めていくことが重要となっています。

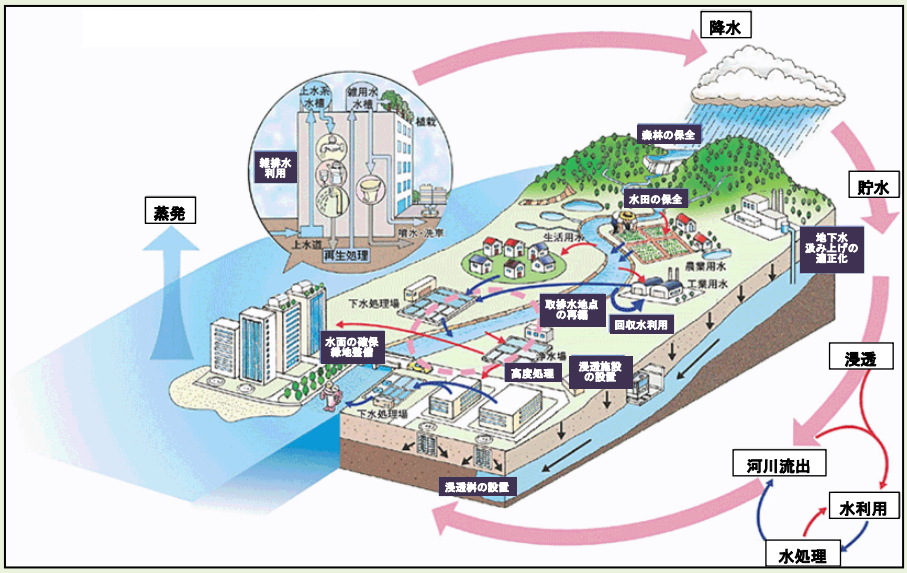

健全な水循環系のイメージ

■水循環に関する初めての法律「水循環基本法」の施行

健全な水循環の維持と回復を図るため、水循環に関する施策の基本理念や、国・地方自治体・事業者・国民の責務を定めた法律です。平成２６年４月に公布され、同年７月１日に施行されました。水を「国民共有の貴重な財産」と位置づけ、政府による水循環基本計画の策定、国などによる流域管理、水循環政策本部の設置、水循環政策担当大臣の任命などを定めています。また、国民の水循環に関する理解と関心を深めるため、８月１日を「水の日」としました。海外資本による水源地の買収に歯止めをかける制度としても注目されています。

【資料：平成 26 年版 日本の水資源（国土交通省）】